

産前産後期間の国民健康保険料が 軽減されます！



この制度は、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する国民健康保険被保険者の産前産後期間相当分の保険料を一定期間軽減するものです。

保険料が軽減される対象者

出産する予定又は出産した国民健康保険被保険者（以下「**出産被保険者**」という。）

※出産する方が国民健康保険に加入していない場合は、軽減対象になりません。

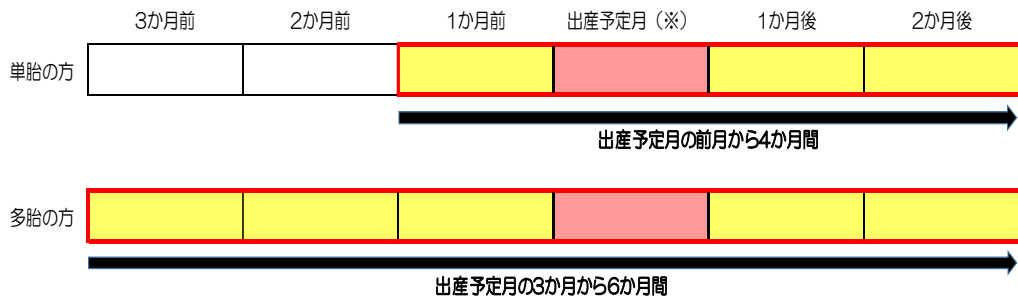
※出産とは妊娠85日（4か月）以上の出産を指し、死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含みます。

保険料が軽減される期間

その年度に納める保険料から、出産被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料が軽減されます。

- ◆ 軽減は、令和6年1月分以降の保険料が対象です。
- ◆ 出産予定日または出産日が属する月（以下「**出産予定月**」という。）の前月を起点として4か月間の国民健康保険料が軽減されます。
- ◆ 多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前を起点として、6か月間の国民健康保険料が軽減されます。

※保険料が「最高限度額」に達している場合、軽減しても保険料が変わらないことがあります。



※届出が出産後の場合は、「出産予定月」は「出産月」に読み替えます。

保険料軽減の届出

- 出産予定日の6か月前から届出ができます。また、出産後の届出も可能です。（出産後の届出については、裏面「よくあるご質問」のQ1・A1をご確認ください。）
- 届出の際には、裏面「届出に必要なもの」をご確認ください。
- 届出は、次の方法でお受けします。
 - 窓口で提出する場合は、裏面の「届出に必要なもの」の原本をご持参ください。
 - ・国保年金課国保資格係（杉並区役所東棟2階9番窓口）
 - ・お近くの区民事務所
 - 郵送の場合は、以下の宛先まで、裏面の「届出に必要なもの」のコピーをお送りください。
杉並区保健福祉部国保年金課国保資格係
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
 - 次のQRコードのリンク先からも、申請が可能です。
※必要書類は、あらかじめ画像をご用意ください。
使用できる画像ファイルは「JPEG、PNG、GIF、webp」のみです。



届出に必要なもの

※郵送で届出をされる場合、②、③、④はコピーをお送りください。

① 出産被保険者に関する届書

届書は、杉並区公式ホームページからダウンロードできます。

また、以下の場所でも届書はお渡しできます。

・杉並区役所国保年金課国保資格係（東棟2階9番窓口）またはお近くの区民事務所

② 母子健康手帳など、出産（予定）日がわかるもの

※母子健康手帳は、出産前の届出には表紙と4ページ目、出産後の届出には1ページ目の内容が必要です。また、表紙には保護者氏名が記入されていることを確認してください。

※別世帯の子の場合、出生証明書などの出産した日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。

③ 国民健康保険被保険者証

④ 届出をする方の本人確認資料

※届出をする方が「出産被保険者」の場合、上記②と③で本人確認が可能です。

⑤ 世帯主からの委任状

※届出をする方が、世帯主または同一世帯の方の場合は、委任状は必要ありません。

よくあるご質問

Q 1 届出は事前のみですか？出産してからでも届出はできますか？

A 1 出産後でも届出ができます。ただし、届出が出産月の属する年度の最初の保険料納期限から2年を経過すると、法令により保険料額の変更ができなくなります。

Q 2 令和5年12月に出産しました。何月分の保険料が軽減されますか？

A 2 この軽減制度は令和6年1月から開始します。令和5年12月に出産された場合は、令和6年1月分と2月分の保険料が軽減されます。

Q 3 保険料軽減の申請をしました。この後の保険料はどのようになりますか？

A 3 申請のあった月の翌月中旬に、軽減後の保険料額通知書を世帯主宛に発送します。
軽減により、保険料が過払いとなる場合、その過払い分について還付します。また、軽減後もお支払いいただく保険料が残る場合、軽減後の保険料で納付書を作成しますので、お支払いください。その際、すでにお手元にある納付書との二重払いにご注意ください。

Q 4 軽減を事前申請しましたが、実際に出産した日は、当初申請した出産予定日と月が異なります。保険料はどのようになりますか？

A 4 事前申請された「出産予定月」を基準として保険料を軽減します。出産の事実日の属する月と予定月が異なる場合でも、原則、保険料の再計算は行いません。

（問い合わせ先）

杉並区保健福祉部国保年金課国保資格係
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
電話 03-5307-0641